

令和7年度国土調査の指定について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和7年6月2日付けで国土調査として次のとおり指定の変更をしたので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
木更津市	木更津市曾根、牛袋野、中央一丁目、江川の各一部及び吾妻一丁目、吾妻二丁目、貝淵一丁目、貝淵二丁目、貝淵三丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、中の島の全部	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
印西市	印西市発作の一部	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
	印西市発作及び亀成の各一部	令和7年6月2日から 令和8年3月31日まで